慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	戦時中,戦後(1937年-1949年)の中国(国民政府治下)の体育とスポーツ
Sub Title	Physical education and sports in China (under the Nationalist govemment) during and after (1937 to 1949) World war II
Author	笹島, 恒輔(Sasajima, Kosuke)
Publisher	慶應義塾大学体育研究所
Publication year	1975
Jtitle	体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.15, No.1 (1975. 12) ,p.7- 24
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00150001-0007

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

戦時中，戦後（1937年～1949年）の中国（国民政府治下）の体育とスポーツ

笹　島　恒　輔*

1. は　じ　め
2. 社会状況
3. 教育界の状況
4. 体育の状況
5. スポーツ
6. む　す　び

1. は　じ　め

国家が戦時体制に入った時，或いは戦争に突入した時には優秀な軍人を必要とすることは世界各国共に軌を一にするところである。そのため，戦時体制下並びに戦時において国民の体位向上に努め，また，学校体育も優秀な軍人の養成の方向に進んでいくのである。

中国が戦時体制に入り，次いで戦時となった1931年～1945年（民国20年—民国34年）の学校体育については，体育研究所紀要第9巻第1号に「準戦時・戦時下（1931年—1945年）の中華民国学校体育への影響」と題する小論を発表したが，日華事変から太平洋戦争にかけての1937年—1945年（民国26年—民国34年）の時期に関しては資料の不足から十分な記述をすることが出来なかった。その後，この時期の教育法令を入手出来たので，1937年—1949年の国民政府治下の学校体育・スポーツについて纒めることが出来た。しかし，戦時下という特殊事情から一部の法令についてはその実施状況を裏付ける資料が不足しているが，戦時下の出版事情からして止むをえないところであろう。

なお，本研究においては，中国と題してはいるものの，1937年—1945年の日本占領下，並びに中華人民共和国成立以前の辺区，解放区，地方人民政府治下[(1)]の学校体育・スポーツについては除外した。

* 慶應義塾大学体育研究所教授

2. 社　会　状　勢

1931年（民国20年）の満州事変を契機とする日本の大陸進出に伴って中国の政治状勢は大きく転換し，抗日が中国の全民族的課題としてとりあげられてきた。中国共産党は1932年（民国21年）4月に対日宣戦を行なっていたが，国民党は「外を攘うにはまず内を安んずる」（安内外攘）の方針，すなわち共産軍討伐と対日協調外交の方針を採って来ていたが，1936年（民国25年）12月12日に張学良，楊虎城が蔣介石を監禁する西安事件[(2)]を引きおこし，国民党も政策の転換をよぎなくされた。

西安事件後国民党と共産党は合作の方向に進んでいったが，1937年（民国26年）7月7日に日華事変が起こり，それを契機として国共合作にもとづく抗日民族統一戦線が9月に正式に成立した。

戦局の進展にともない，国民党は1938年（民国27年）3月漢口で臨時全国代表大会を開いて「抗戦建国綱領」を制定し戦時体制を固めていった。日本軍の進撃は急で，上海，南京，漢口と陥落し，国民政府は重慶に移転した。[(3)] 1938年（民国27年）12月に汪兆銘は重慶を脱出し，和平を提唱して日本軍占領下に純正国民党を組織し，1940年（民国29年）3月南京に国民政府を樹立したが国民党の抗戦決意を揺がすにはいたらなかった。

共産党は日華事変開始以後その勢力を伸ばしてゆき，日本軍の共産党地区に対する激しい掃蕩作戦にもかかわらずその支配地域を拡大していった。

共産党勢力の発展は蔣介石に非常な不安をあたえた。蔣介石は1938年（民国27年）以後その反共態度を明らかにし，1941年（民国30年）1月に新四軍事件[(4)]を起こしたばかりでなく，1943年（民国32年）5月頃から胡宗南軍を主力とする国民党軍をもって陝北地区を包囲し，太平洋戦争の終結までその包囲態勢をとかなかった。

1941年（民国30年）12月に始まった太平洋戦争は1945年（民国34年）8月に日本の敗北により終結し，日本軍の占領地の接収をめぐって国民党と共産党の間に武力衝突がおこなわれ内戦の危機が増大した。この危機は米国の調停によって一応回避されはしたが，1946年（民国35年）3月以降国共関係は再び悪化し，翌1947年（民国36年）1月に国民党は単独で憲法を公布し，共産党の根拠地である延安の攻略を開始した。これに対して共産党は7月に民主連合政府樹立を主張する7・7宣言を発表し，10月に蔣介石打倒を宣言して国民党と全面的武力戦に突入した。国民政府軍は始めは優勢であったが，1947年（民国36年）秋ごろからこれが逆となり，次第に各地を共産軍に占領され，1948年（民国37年）末には満州全土が，1949年（民国38年）1月には北京・天津が共産党軍の手に帰し，同年1月には国民党総統蔣介石は下野を声明し，国民

政府は同年4月広東，10月重慶，つづいて成都と遷都し，1949年（民国38年）12月9日に台湾省に移り，1950年（民国39年）3月に蔣介石はふたたび総統に復帰した。

この間中国共産党は，華北人民政府，中原臨時人民政府，東北人民政府と次々に地方政府を樹立するかたわら，1949年3月には人民政府本部を北京に移して連合政府樹立に乗り出し，9月に蔣派を除く各党各派からなる新政治協商会議を北京に召集した。これにより毛沢東を主席とする中央人民政府が成立し，10月1日に中華人民共和国が成立した。

注 (1) 1937年の第2次国共合作とともに共産党の勢力下は辺区，解放区となり，辺区政権が成立し，共産党の勢力拡大につれて辺区が合併して人民政府となった。

(2) 1936年（民国25年）12月12日剿匪副司令張学良と西北軍司令楊虎城が蔣介石を監禁した事件で，双十二事件ともいわれる。当時国民党軍は反共戦を行なっており，張学良は西安におり，共産党軍の討伐を命ぜられていたが，これを行なわなかったので，督戦のために西安に赴いた蔣介石を監禁した。周恩来の調停で蔣は釈放されたが，この結果第二次国共合作が成立した。

(3) 1937年（民国26年）7月末に北京・天津，11月上海，12月南京占領，その後も日本軍の進撃は急で，1938年（民国27年）5月から10月にかけて徐州・漢口・広東を占領した。

(4) 1941年（民国30年）1月に国民党の顧祝同軍が安徽省南部で国民党の命令により移動中の共産党の新四軍を攻撃して大打撃を与えた事件。

3. 教育界の状況

日本軍の急速な進撃により，文化的発達から見ればその心臓部ともいうべき沿海の諸省が日本の占領下に入った。中国の専門学校以上の学校は日本の占領下に入った諸省の都市にその大半が集中していたためにその影響は極めて大であった。これらの学校はほとんどが奥地に移転してしまったが，中には治外法権地域の外国租界内に移転したものもあった。

事変発生直後の1937年（民国26年）7月18日に蔣介石は建国運動を提唱し，[5] 1938年（民国27年）3月29日に武昌で開催された中国国民党臨時全国代表大会で，「抗戦必勝，建国必成」のスローガンの下に種々の重要決定がなされた。その決定の中に「抗戦建国綱領」があった。「抗戦建国綱領」は7項からなっており，その第7項は教育に関するものであった。

それは，

1．教育制度及び教材を改訂し，戦時教育を推行し，国民道徳の修養を重視し，科学研究を高揚し，設備を充実する。

2．各種の専門技術者を訓練し，適当に配置し，作戦需要に応じさせる。

3．青年を訓練し，戦区及び農村に服務させる。

4．婦女子を訓練し，能く社会事業に服務させ，以て作戦能力を増加させる。[6]

というものであり，これにより学校教育は戦時に適するように改められていったのである。

次いで政府は1939年（民国28年）3月12日に「国民精神総動員綱領」を公布し，軍事第一，勝利第一を目標として国民を指導していったのである。[7]「抗戦建国綱領」と「国民精神総動員綱領」によって学校教育も戦時に適するように改められた。

日華事変，太平洋戦争中の教育について「国民革命史」に「教育は立国の百年の大計である。戦争発生後敵の我が国の学術文化機関に対する破壊は猛烈であった。政府と教育界は困難な生活の中で苦労して教育を維持して来たので教育文化事業は長足の進歩をとげた。戦争発生の初期に政府は緊急の事態にそなえて1937年（民国26年）8月27日に『総動員時督導教育工作辦法綱領』を公布して戦時のさしせまった各級教育の処理方法を指示した。1938年（民国27年）4月1日に中国国民党臨時全国大会で公布された『抗戦建国綱領』の中に今後の教育の方針と目標が詳細に説明されており，戦時中のわが国教育文化推進の規準となった。[8]」とある。

「国民革命史」に戦時中の高等・中等・初等教育について，

高等教育――戦前の中国の綜合大学と単科大学は108校で在学生は約4万人，1939年（民国28年）末に敵に占領され，或いは破壊されたのは91校で，建築物と設備の損失ははかり知れない。政府は敵占領地区の学校の奥地移転と後方で被爆した学校を極力復興することを命じた。制度の面においても学校組織の整理改正，課程の整頓，教員資格の審査，学術研究の提唱，著作発明の奨励等を1939年（民国28年）中に法令とした。師範大学の設立は中等学校教員の養成に大きな貢献をした。1946年（民国35年）には全国の専門学校以上の学校は140校，在学生8万3千余人となった。外国との交流が困難な状況の下で，継続して学生を出国させ奥義を極めさせた。また，各盟邦と教授学生を交換して国際文化の交流を強めた。

中等教育――政府は各地に以前より設立されていた中学の維持に力を尽したほかに国立中学48校を別扱いとした。中学，実業学校，師範学校の比例（適した比率）的発展に厳重に注意し，戦時の政治，経済，社会の需要に適応させた。戦争開始時の全国の中等学校は3200余校，在学生62万7千人であったが，1945年（民国34年）には全国の中等学校4500余校，在学生1,394,000人となった。

初等教育――戦時中新国民教育制度を制定し，義務教育と民衆補習教育を融合させた。1940年（民国29年）より第1次5カ年計画を推進したが，1944年（民国33年）の終了時の統計によると，後方数省の児童の入学生数は戦前の児童の入学生数に匹敵しており，その効果の大であったことを知ることが出来る，[9]と述べている。

高等教育機関は1936年（民国25年）に校数108校，在学生数41,922人，教員7,560人，職員4,290人であったものが，1937年には校数91校，在学生31,188人，教員5,657人，職員2,966人と減少しており，これが1936年の水準に戻ったのは1940年（民国29年）になってからである。[10]

大学の奥地への移転については1938年（民国27年）1月20日行政院の決定した「劃一各級政

府對於各級教育機関処理辦法」の第4項の「戦区に設立されている中等以上の学校は安全な地点に聯合して或いは単独に臨時に大学或いは中学を組織し戦区の教職員学生を収容することに努力する。」によって規定されているが，多くの学校がこの法令の公布される前に奥地への移転を開始しているのである。[11] 2，3の例をあげてみると，1937年（民国26年）7月に日華事変が起こって間もなく日本軍に占領された北平と天津にあった国立北京大学，国立清華大学，私立南開大学は湖南省長沙に移り，10月1日に聖経学校，衡湘中学，四十九標営房（連隊兵舎）などを借用し開校したが，長沙も南京が陥落すると危険になったので，1938年（民国27年）に雲南省昆明に移り，西南聯合大学という名称で5月に授業を開始している。[12] 浙江省杭州に在り文理・工・農の3学部で組織されていた国立浙江大学は1937年（民国26年）11月5日に日本軍が杭州湾に上陸したので，11月11日に授業を中止して銭塘江上流の建徳に移って授業を再開した。しかし，ここでの授業も12月22日に中止され，江西省吉安に移って，翌年1月22日に再開され，2月にようやく1学期の試験を終了した。第2学期の授業は江西省泰和で行ない，1938年度と1939年度の第1学期の授業は広西省の宜山で行なっている。しかし，1939年（民国28年）12月20日に宜山から貴州省の遵義に移り，1940年（民国29年）12月22日に授業を再開した。[13]

南京に在った金陵大学は日本軍が南京に迫った1937年（民国26年）11月24日に移転を開始し，翌年2月四川省成都に移り，3月1日に授業を再開した。[14]

1940年（民国29年）10月17日の香港放送によれば，全国の専門学校以上の学校は国立35，省立20，私立46計101のうち，上海租界に在るもの21，香港に移ったもの4，北平に留まるもの6，天津に留まるもの1のほかは西南，西北数省に在り，ここ3年来応募者は12万人におよび，そのうち上海や香港から長途の危険を冒して数千人も来ている，と述べている。[15]

奥地への大学の移転は種々の困難がともなっており，「教育雑誌」第31巻第1期号（1942年—民国31年—1月）によれば，西南聯合大学では一時期教授も少なく，書籍用具もなく，個人の生活も困難であり，武漢大学は図書，用具を四川省嘉定に移動中に空襲でほとんど失い，華中大学は武昌から広西省桂林に移すことの出来た図書は4分の1で，教授用品は3分の1，斉魯大学の附属病院は日本軍の進撃が急で移転出来なかった，とある。[16] これらの点からして，奥地での大学教育が十分に行なわれていたか疑問が持たれる。

一方，戦時の需要に適合させるために1939年（民国28年）以降医学部卒業生を軍医として従軍させ，1941年（民国30年）には，道路の建設を急ぐのと兵器製造の強化から工学部卒業生を徴用して参加させた。同年秋，米空軍が来華したので外国語学科の卒業生と在学生を徴用して通訳とした。その後，米軍人の増加につれて徴用学生の数も増加してゆき，終戦までに通訳の数は3,600余人に達した。

医学部の卒業生で軍医を充当していったほかに，医学部の低学年生を看護人，医薬関係の仕

事に多数従事させた。法学部の在学生から軍法務官を充当した。

1944年（民国33年）に政府が知識青年の従軍を呼び掛けた時に中等学校以上の学校の在学生で志願した者は10万人を越えた，と発表されているが，「中華教育界」1947年（民国36年）第1期号によれば，1944年（民国33年）の専門学校以上の学校は145校，在学生は78,909人となっているので，知識青年の従軍呼びかけで従軍したとなると，ほとんどの高等教育機関の在学生はいなくなってしまったのではないかということになるが，その真疑については不明である。[17][18]

戦線の拡大につれて教育部は奥地に移転した学校に従って移動して来た学生，難民につれられて来る学童に対する対策をたてなくてはならなくなった。そのため，1938年（民国27年）2月5日に「公立専科以上学校戦区学生貸金暫行辦法」を教育部は公布し，戦区出身の公立専科以上の学生で家から送金のない者に対して学費を貸与し，戦争終了後3年以内に返却させるとし，私立学校の学生も之に準ずるとした。同法は同年10月29日公布の「公立専科以上学校戦区学生貸金補充辦法」により修正され，返却についての条項がなくなり，貸費と銘打っているものの事実は給費となった。[19][20]

2月16日に「清理戦区各省市教員存款辦法」が公布され，戦区となった各省市の教育経費の残額を随時精算させることとし，2月20日に「戦区各級学校学生登記辦法」を公布し，戦区より退去して来た専科以上の学校の学生および中等学校の生徒を登記することとしている。その登記の場所は重慶の教育部と湖北，湖南，江西，陝西，広東の各省の教育庁としており，この登記によって日本の占領下より脱出した学生の実態を把握しようとしたのである。[21][22]

日本の占領下に入った地域の大学，専門学校は学校ごと奥地に移転していったが，中等学校以下の学校では学校ごとの移転は不可能であり，日本占領地から避難した小学生，中学生を避難先の学校が施設の関係で収容出来ないという問題が起こった。施設の拡充は戦時下では早急に行なうことは不可能であり，また，教員の充足も思い通りにはいかなかった。政府はその対応策として，1938年（民国27年）3月3日に「戦区中小学生自修暫行辦法」を公布し，戦区から避難してきた中学生，小学生が自習で勉強し，附近の学校で試験のうえ卒業することを認め，3月21日には「処理戦区退出中小学生辦法実施要点」が公布されて，問題点の処理について規定している。

同年3月21日に「戦区児童教養団暫行辦法」を公布し，難民収容所またはその附近に居住する児童を廟宇，祠堂などに集めて避難した教員を利用して教養団を設け，これらの児童を教育するとしている。これは難民収容所等ではその環境からして自習により試験を受けるということが不可能と考えられてとられた措置であろう。[23]

中学生についても同様の応急策がとられ，1938年（民国27年）5月27日に「戦区中等学校借読生学業成績攷査及補習暫行辦法」が公布され，戦区より避難して居住地の学校で試験だけ受[24]

けるため自習している生徒（借読生）の学業成績考査と補習授業について規定し，避難前の学校で1学期の3分の1出席していない場合には，試験を受ける学校で休暇中の補習授業に出席して規定数に達した時に試験を受けさせるとしている。

卒業期の7月13日には「戦区中等以下学校発給畢業証書辦法」[25]が公布され，戦区内の中等学校以下の学校の卒業証書は，主管行政機関の行政職権恢復後に正式に出すが，それまでは学校の証明書で間に合わせることとし，その証明書の有効期限は主管行政機関の行政職権恢復の日までと定めた。

これら一連の法令の公布によりとりあえずの戦時下の応急処置は出来たのである。次いで，政府は長期化した戦争に対処するために教育関係法令の制定並びに改訂に着手するのである。

奥地に移転した学校或いは奥地への人口の移動によって増設された学校は戦時下という特殊事情のために教育環境は十分に整備されていなかった。そのため，1938年（民国27年）10月24日に「専科以上学校建築校舎暫行規則」[26]を公布して校舎の最低規準を定めて教育水準を維持しようと努めた。しかし，中等学校以下の学校の施設基準は公布されなかった。中等学校以下の学校では基準を定めてもそれに従うことは困難であろうという見地から公布されなかったのであろう。

戦時に適するように課程標準の改訂が行なわれる筈であったが，改訂されたのは体育と図画のみであった。しかし，毎週教学時数表は改訂されたのである。

国民教育の普及を目的とした「国民教育実施綱領」が1940年（民国29年）3月21日に公布され，6年制の中心国民学校と4年制の国民学校を設立し，5カ年計画により就学率の向上と失学者の救済を計り，それにともなう教員養成，資金の充足等の法令を公布した後に，1944年（民国33年）3月15日に「国民学校法」[27]を公布し，小学校課程の教育を全面的に手なおしをした。

1945年（民国34年）8月に太平洋戦争が終結してまず教育界で問題となったのは，原所在地から戦乱を避けて奥地に移転した大学の原所在地への復帰，軍務に服した学生の処置，日本占領下に所在した学校の在学生並びに教員の処置，奥地に移転した学校に入学し，学校が原所在地に復帰する際についていけない学生の処置であった。

182校の大学専門学校の中でいち早く原所在地に復帰したのは国立交通大学（上海）であり，その他の学校も逐次原所在地に戻っていったが，中には旧校舎の破壊，移転に多額の経費を要する等の理由からそのまま奥地に留まるもの（国立女子師範学院），或いは一部を現地に留めたもの（国立北平師範学院の一部は西北師範学院として残留）もあった。

1946年（民国35年）には182校中43校が南京，上海に，17校が北平，天津に戻り，18校が四川省内にあった。[28]

軍務に服した学生の処置については1944年（民国33年）11月3日に「志願従軍学生学業優待辦法」を公布して，従軍期間中も原学籍を保有し，中等学校の最終学年で従軍した者は復学後短期の補習で卒業させ，専門学校以上の学校の最終学年で従軍した者は復員時に卒業証書を出す，大学生で従軍した者は復学時に進級試験を免除する，としていたが，戦争が終了し，従軍していた学生が復学しはじめたので，「志願従軍学生学業優待辦法」を手なおしして，1946年（民国35年）2月22日に「中等以上学校戦時服務学生復学及転学辦法」を公布した。それによって，服役時に最高学年であった者で，服役時の成績の優良の者については復学の時に卒業手続を行なって原卒業年度の卒業として卒業証書を交付し，在学生については，中等学校の在学生については一学期或いは一学年進級させ，大学，専門学校の在学生についてはその服務した業務の種別によって一部の学科を免除する，と定められた。[29]

日本占領地区の学校の教職員に対しては，1945年（民国34年）12月21日に「収復区専科以上学校教員職員甄審辦法」，1946年（民国35年）1月24日に「修正収復区中等学校教職員甄審辦法」，1945年（民国34年）12月1日に「収復区各縣市国民学校教員登記甄審訓練辦法」によりその資格を審査し，合格者には合格証を交付してその資格を認めた。[30]

在学生については1945年（民国34年）12月27日の「収復区専科以上学校畢業生甄審辦法」，「収復区専科以上学校肄業生学業処理辦法」，1946年（民国35年）1月24日の「修正中等学校学生甄審辦法」によって在学生は登記の上その資格を審査して認定し，卒業生については報告書を提出させて資格を認定し，合格者には卒業の証明書を交付し，不合格者には該当する学校，学年への編入を認めた。[31]

原所在地に戻る学校に在学することが不可能な学生については，1946年（民国35年）2月26日の「専科以上学校復員後不能随校遷移学生転学辦法」によって他校への転学の便宜を計り，[32] また，戦区から陝西，甘粛，四川，西康，貴州，雲南の各省の国立専科以上の学校に在学し，帰郷に際して経済的に恵まれなくて旅費の支出の不能な学生に対して1946年（民国35年）3月26日の「国立専科以上学校戦区学生還郷転学辦法」により旅費を支給することとした。これにより原所在地に復帰する学校に経済的に恵まれない学生も同行出来ることになったのである。[33]

日本留学生に対しては1947年（民国36年）1月8日の「留日学生召回辦法」により，学業に一段落ついた者と自力で留学を続けられない者については帰国を命じ，[34] 帰国した留学生に対しては同じ日に公布した「抗戦期間留日学生甄審辦法」によりその資格を審査することとした。[35]

以上の各法令によって教育の戦後処理は終了し，戦時中の特令の手直しと戦後の教育の整備の段階に入るのであるが，1947年（民国36年）1月1日に国民政府が単独で「中華民国憲法」を公布したことにより国民党と共産党の争いは激化し，本格的戦闘となり教育を顧みる余猶はなくなり，各学校法を修正したのみで，内戦に敗れた国民政府は1949年（民国38年）12月9日

に台湾省に移転したのである。

注 (5) 中華民國各界記念國父百年誕辰籌備委員會學術論著編纂委員會編「國民革命史」(1965年—民国54年)，中央文物供應社，599頁。
(6) 前掲(5)書，600～603頁。
(7) 前掲(5)書，603頁。
(8) 前掲(5)書，609～611頁。
(9) 同上。
(10) 「中華教育界」復刊第1巻第1期号（1947年—民国36年—1月15日)，7頁。
(11) 多賀秋五郎著「近代中国教育史資料民国篇下」(昭和50年)，日本学術振興会，419頁。
(12) 「教育雑誌」第31巻第1期号（1941年—民国30年—1月10日)，商務印商館，1頁。
(13) 前掲(12)書，7～11頁。
(14) 前掲(12)書，32～34頁。
(15) 前掲(12)書，60～62頁。
(16) 前掲(12)書，1頁，7頁，36頁，46頁。
(17) 前掲(5)書，609～611頁。
(18) 前掲(10)書，7～10頁。
(19) 前掲(11)書，427頁。
(20) 前掲(11)書，428頁。
(21) 前掲(11)書，546頁。
(22) 前掲(11)書，450頁。
(23) 前掲(11)書，454頁。
(24) 前掲(11)書，441～442頁。
(25) 前掲(11)書，461頁。
(26) 前掲(11)書，550頁。
(27) 前掲(11)書，930頁。
(28) 前掲(10)書，35頁。
(29) 教育部編「教育法令」(1947年—民国36年)，中華書局 90頁。
(30) 前掲(29)書，376頁。
(31) 同上。
(32) 前掲(29)書，374頁。
(33) 前掲(29)書，379頁。
(34) 前掲(29)書，377～378頁。
(35) 前掲(29)書，379頁。
(36) 前掲(29)書，380頁。

4. 体 育 の 状 況

学 校 体 育

国家が戦時体制に入った時，或いは戦争に突入した時には優秀な軍人を必要とすることは世界各国軌を一にしており，そのため，国民の体位向上に努め，また，学校体育も優秀な軍人の養成という方向に進んでいくものである。

学校体育の授業はとりあえず1938年（民国27年）3月29日の「抗戦建国綱領」，1939年（民国28年）3月12日の「国民精神総動員綱領」に従って行なわれ，その後課程標準の改訂が行なわれたのである。

日本の占領地域の拡大にともなって学校の奥地への移転，日本の占領地から避難した小・中学生を収容する学校を増設しなくてはならなくなった。これらの学校の施設の充実は戦時下という特殊事情から容易なことではなかった。

1938年（民国27年）10月24日に「専科以上学校建築校舎暫行規則」[37]を公布して，校舎の最低基準を定めたが，中等学校以下の学校の施設基準は公布されなかった。中等学校以下の学校の施設基準が公布されないまま放置されれば，体育施設が不備で体位の向上は期待出来ないことにもなりかねないために，1940年（民国29年）3月13日に「各級学校体育設備暫行最低限度標準」を公布して小学校と中学校以上との2つに分けて最低の設備と用具の基準を示した。

その前文に，

1. 本標準により各級の学校は体育課程の内容を改めること。
2. 各級学校で体育の施設が未だ本標準に達しない所は，拡充計画を定めて経費，予算を主管機関に提出して速やかに完全なものにする。
3. 運動の消耗品，例えばボールやその他零細な雑品等は運動場，学生の人数及び授業に必要とする条件により予備の品を置く。
4. 本標準は最低限度を示したものであり，各学校は必要に応じ可能な範囲で増設して体育の授業に利用する。
5. 我が国は国土が広大で各省市区の体育の発展の状況と運動に対する興味並びに環境，気候等に非常に差がある。各学校は特殊の運動種目（例えば水泳，スケート等）の設備を充分に行ない需要に応じられるようにする。[38]

と規定して，学校別，在学生数別の用具の最低基準を定めたが，戦争の拡大につれて最低限度の用具の充足も困難であったと思われる。何故ならば，1940年（民国29年）12月からつぎつぎと改訂されていった各学校の体育課程標準の教授法の要点の一般原則に，

1. 一切の体育施設は一定の方針と計画に従って順を追って進めて行く。
2. 施設の充実の状況と環境の需要により随時改める。

と定められていることからも体育施設の最低基準が守られていなかったことをうかがい知ることが出来る。

この間の事情について台湾師範大学の呉文忠教授は「戦時には物資が平時に比較して欠乏することはまぬがれないことである。学校体育の教授用品もその購入が困難であり，授業を平常に行なうことは不可能である。この必然的な困難の他に，在学生の減少は体育経費の増額を困

難にし，体育教員の生活を苦しくしてしまう。その他に狭小な施設，不完全な設備は授業を行なう上での問題点となっていた。戦時下の各地の学校は小さい障害のためにかんじんのことを止めるわけにはいかないので，体育の授業を実施するために窮余の策を採用し，各校が状況により臨機応変に実施し，経験を交換して相当の効果を挙げたのであった。」とその著「中國近百年體育史」の中で述べている。(39)

戦時となり体育が重視されるようになったが，課程標準に体育の授業の実施を規定している学校は，課程標準改訂までの応急の措置として「抗戦建国綱領」と「国民精神総動員綱領」に則り授業を実施すればよかったが，体育の授業を実施していない学校については早急に体育の実施を定めなくてはならなかった。

中国の職業学校（実業学校）は1933年（民国22年）10月17日公布の「職業学校各科教学科目及時数概要」によって体育は毎日20分と定められていた。これは他の学校の課業前または業間の体操に該当するものであった。(40)

教育部は職業学校に体育の授業を実施させるために日華事変の勃発した直後の1937年（民国26年）10月28日に訓令18302号で「職業学校実施体育訓練辦法」を公布した。

同法は体育の実施について4項目の規定を行なっている。それは，

1. 毎日朝の体操を15分実施。
2. 毎週体育の授業を2時間設ける。（毎週の授業時数48時間から授業並びに実習各1時間を減らすことが出来る。）
3. 体育毎日20分実施の旧規定は廃止する。
4. 午後3時以降に強制的に運動を実施させるため，実習の時間を緩和する。(41)

というものである。

この「職業学校実施体育訓練辦法」の公布により総ての学校で体育の授業が実施されることになったのである。

課程標準の改訂に先だって，1940年（民国29年）3月に「小学体育実施方案」，「中等学校体育実施方案」，「専科以上学校体育実施方案」が公布されたが，この各級学校の体育実施方案は，目標，実施綱要，行政組織，経費，設備，体育の授業時数，正課体育，朝の体操，課外活動，競技会と運動会，野外集団活動，身体検査，採点基準の12項目について定めているが，特に目標に「抗戦の期間中」の1項目を設けている。(42)

課程標準の改訂には時間がかかる上に，戦時下のみの特殊の課程標準では平時となった時点で再改訂をしなければならないということもあり，戦時，平時の両方に適用出来るものにするのが望ましいのである。

「修正小学体育課程標準」は1942年（民国31年）3月（公布の日は法令集に明示されていない，中

学校，師範学校についても同じ。）に公布された。授業時数については1936年（民国25年）7月に公布された課程標準にはなかった団体訓練が各学年に毎週120分とりいれられ，授業内容も1～2年は遊戯とリズム運動であったものが，改正により団体訓練と体操がとり入れられ，遊戯の教材にもマット運動がとり入れられた。3～6年では団体訓練，巧技運動，国術が別個のカリキュラムとしてとりあげられた。[43]

「修正高級中学体育課程標準」，「修正初級中学体育課程標準」は1940年（民国29年）12月に公布された。体育の授業時数は1936年（民国25年）と同様であったが，軍事教練が強化され，高級中学（高校）の軍事教練（女子は軍事看護）の授業時数が各学年毎週3時間となり，改訂前の1年のみ毎週3時間に比較して戦時の改正の特徴が現われている。また，高級中学で毎週3時間の課外の運動，初級中学（中学）で毎週3時間の課外の運動・童子軍訓練を実施するようにとの規定も戦時下の改訂のためであろう。[44]

各師範学校の課程標準も1942年（民国31年）9月に「師範学校体育課程標準」，「簡易師範学校体育課程標準」が改正され，体育師範学校については1941年（民国30年）11月に「修正体育師範学校教学課目及各学期毎週教学及自習時数表」を公布した。

改正により師範学校と簡易師範学校の体育の授業時数は増加し，課外の運動は毎日50分実施を原則とし，少なくとも毎週3時間以上実施すると規定された。[45]

体育師範学校においては1930年（民国23年）3月30日公布の規定にはなかった毎日の授業時数と課外の運動の時間数が定められ，毎日の授業，自習，課外の運動の時間を9時間，週54時間とし，学校での自習と課外の運動の時間は教員が指導すると改正され，軍事教練の時間も週1時間ふえて4時間となった。[46]

小学校の体育担当教員となる者は，1942年（民国31年）9月に公布の「師範学校体育（選科）課程標準」により体育選科の科目を履修する（第3学年で週3時間）ようにと改められた。[47]

この措置は戦時の小学校体育を担当する教員が従来の各学年週2時間の授業だけでは十分ではないと考え，第3学年で週2時間の他に週3時間の授業を実施し，国家の要望する戦時体育の実を揚げようとして実施したものであろう。[48]

なお，専門学校以上の学校の体育の課程標準については師範大学の体育学部が改訂されただけである。これは，従軍する学生が多く，在学生の減少からその必要がなかったためであろう。

日華事変が起こると「抗戦建国綱領」，「国民精神総動員綱領」をはじめとして種々の法令を公布し，体育の課程標準を改訂して国民の体位向上に努め，優秀な軍人を養成するという方針を打ち出したのであるが，はたして所期の目的通りに行なわれたであろうかということになるといささか疑問である。

戦時には軍事優先の方針から用具の補充も思う通りにはいかず，施設の整備も十分に出来ないことは日本の例を見ても明らかである。

「各級学校体育設備暫行最低限度標準」の所で規定通りには実施されていなかったであろうということを呉文忠著「中國近百年體育史」を引用して説明したが，授業の実情について同書に「戦時下の各地の学校は小さい障害のためにかんじんのことを止めるわけにはいかないので，体育の授業を実施するために窮余の策を採用し，各校が状況により臨機応変に実施し，経験を交換して相当の効果を挙げたのである。

その方法は，

1. 活動方式の改変―用具の不足による運動の制限を減少または改変する。
2. 運動用具の改良―運動用具の材料の変更を試みたり，代用品を造る。
3. 規則の活用―授業環境と教授用具を適当に改める。
4. 簡易な用具の運動の提唱―例えば器械体操等。
5. 非正式遊戯の提唱―小型遊戯，簡易な方法，解析動作等。
6. 授業での自然環境（地形地物）の利用―山野における授業法を考える。例えば石押し，河海の洲での運動，公道上の走，水上運動，山登り，クロスカントリー，野外遊戯運動等。
7. 自衛の武術の実施。
8. 戦地で応用出来る運動等。」[49]

と述べている。

この文からしても施設，用具の不足から課程標準通りの授業の実施が困難であったことを推察することが出来る。

「第二次中國教育年鑑」に「我が国の体育教員の不足は小学校において甚だしく，教育部は年来各省市の教育庁に体育師範学校の増設，或いは，師範内に体育師範科の設置を再三勧告し，小学校体育教員の増加を計ったが実際には期待に反してしまった。我が国は抗戦以来基礎教育を重視しており，各省市県の中心国民学校（6年制）と国民学校（4年制）の数が激増しており，小学校体育教員の需要は目に見えて切迫していた。31年（民国）に各級師範学校の体育課程標準を改訂する時にこの点に留意し体育正課の時間を特設し，規定の体育の実技の外に必要により学科を教え，小学校体育教授法を教え，師範学校卒業生に小学校体育の授業を担任する能力を備えさせ，大量に小学校の体育教員を養成した。」[50]とある。

この文を額面通りにとれば，1942年（民国31年）の師範学校の体育課程標準の改訂以後はなんとか体育教員が充足出来るとしても，それ以前においては小学校の体育担当教員が常に不足していたということになるのである。そうであれば，小学校における体育の重視ということも

実際には行なわれていなかったことになるのである。

1938年（民国27年）3月3日公布の「戦区中小学生自修暫行辦法」により自習して勉強し，附近の学校で試験のうえ卒業した者，同年3月21日公布の「戦区児童教養団暫行辦法」により廟宇，祠堂に設けられた教養団で勉強をしている者，或いは，同年5月27日公布の「戦区中等学校借読生学業成績攷査及補習暫行辦法」により自習して試験だけ受ける者等の体育はどのように扱われていたのだろうか。

これらの措置により体育がどのように扱われていたかということに関する資料を入手していないので推測の域に留まるが，何も出来なかったというのが実情であろう。何故ならば自習者が試験を受けるとして体育はどのようにして自習したらば良いかということになり，廟宇，祠堂での授業では施設，用具はほとんど無かったであろうと考えられるからである。

日本占領地から奥地に避難した大学，或いは，新設された大学では施設，用具の充足が思うにまかさなかったと考えられる。また，政府の徴用，知識青年への従軍の呼びかけによって大学の在学生の減少により大学の体育も十分には実施出来なかったであろう。

物資は総て軍事優先の戦時であれば，政府が学校体育の充実を唱えても予期した通りにはいかなかったであろう。

1945年（民国34年）8月日本の敗戦により太平洋戦争は終結し，国共内戦の激化するまでの一時期平和をとりもどすのである。

平時になると，戦時に他の教科を犠牲にして体育の授業を強化していったのであるが，減少された他の教科のまき返しもあり，1948年（民国37年）から各学校の課程が修訂され体育の授業時数が減らされたのであった。

小学校は1948年（民国37年）9月の修訂で，4年150分→120分，5・6年180分→150分となり，初級中学は同年12月の修訂で男子の授業時数は変らなかったが，女子は2年後期から体育は週1時間となり，また，週3時間あった童子軍が週1時間となった。高級中学も12月の修訂で女子の体育は1年2時間，2・3年1時間となり，男子の軍事教練，女子の軍事看護はいずれも廃止されてしまった。[51] 職業学校は国民政府の台湾移転以前には修訂が行なわれなかったが，台湾移転以後の1952年（民国41年）7月の修訂で職業学校の体育は週1時間（学校によっては3年には体育を実施せず）と改められた。[52] 大学では，1944年（民国33年）11月3日公布の「志願従軍学生学業優待辦法」，1946年（民国35年）2月22日公布の「中等以上学校戦時服務学生復学及転学辦法」により復学時に戦時服務の任務によって一部学科の免除を認めたが，その中には体育も含まれていたのである。[53]

戦時に学校体育が強化されたことについて述べたが，社会体育も同様に強化策がとられ法令が公布されたが，どこまで実際に実施されたかは明らかではない。

公布された社会体育関係の法令は，1939年（民国28年）9月1日公布の「体育場規程」，1941年（民国30年）2月20日公布の「国民体育実施方針」，同年9月9日公布の「国民体育法」，1944年（民国33年）3月1日公布の「体育場工作実施辦法」である。

「体育場規程」は民衆の体育訓練の実施，婦女，児童の体育活動の指導について規定している。「国民体育実施方針」は1932年（民国21年）10月19日公布の「国民体育実施方案」を戦時に適するように改めたものであり，「国民体育法」は同様に1929年（民国18年）4月16日公布の「国民体育法」を手直ししたものである。また，「体育場工作実施辦法」は社会体育をより一層充実させるために公布されたものである。[54][55]

注 (37) 前掲(11)書，550頁。
(38) 教育部編「教育法令」(1947年—民国36年)，中華書局，92～94頁。
(39) 呉文忠著「中國近百年體育史」(1967年—民国56年)，台湾商務印書館，337頁。
(40) 立法院編「中華民國法規彙編—民國23年輯」(1934年—民国23年)，中華書局 258～286頁。
(41) 前掲(11)書，438～439頁。
(42) 教育部教育年鑑編纂委員會編著「第二次中國教育年鑑」(1948年—民国37年)，商務印書館，1292～1295頁。
(43) 教育部教育年鑑編纂委員會編著，「第三次中國教育年鑑（上)」(1957年—民国46年)，正中書局 13～14頁，122頁。商務印書館編「中華民國法規大全—民國25年版」(1936年—民国25年)，商務印書館，3875～3876頁。
(44) 前掲(11)書，443～446頁。
(45) 各学年毎週2時間が，師範学校は1～2年が週3時間（実技2時間，講義1時間），3年週2時間，簡易師範学校は1～2年週3時間（実技），3年週3時間（実技2時間，講義1時間），4年週2時間（実技）と改正。
(46) 教育部國民體育委員會編，「體育法令彙編」(1952年—民国41年)，教育部國民體育委員會，37～38頁，49頁。
(47) 前掲(46)書，69～71頁，前掲（43—2）書，4138～4139頁。
(48) 前掲(46)書，49頁，前掲（43—2）書，3977～3978頁。
(49) 前掲(39)書，337～338頁。
(50) 前掲(42)書，1297頁。
(51) 前掲(43)書，122～123頁，187頁。
(52) 前掲（43—1）書，352～364頁。
(53) 前掲(11)書，776頁，前掲(38)書，90頁。
(54) 前掲(42)書，1300頁。
(55) 前掲（43—1）書，1301頁。

5. スポーツ

スポーツは平時に盛んになり戦時にはほとんど行なわれなくなるものである。中国において

は物資の欠乏，生活条件の悪化という状況下にあったが，戦時中敢闘精神の発揚，国民精神の振興という見地から各地で競技会が開催されたと言われているが，一部を除いて詳細は不明である。[56]

また，中国在住の外国人，並びに軍事援助のため中国に滞在している各国軍人との友誼の国際競技会は重慶等で開催されていた。[57]

1939年（民国28年）9月1日公布の「体育場規程」，1944年（民国33年）3月1日公布の「体育場工作実施辦法」には競技会の開催について規定しているが，こられは社会体育振興を目的としているので，競技会の開催を主目的としたものではない。

1942年（民国31年）6月9日に公布された「体育節（9月9日）挙行辦法要点」は9月9日に競技会を開催することについて定めたものである。競技種目としては，国術，競走，登山，水泳，乗馬，ボート，自転車，重量挙，球技，陸上競技等を実施するようにと定めており，経費は各級の教育行政機関の経常費から支出し，実施報告を各省の教育庁に提出することとしている。[58]

戦争終結直後の1945年（民国34年）9月11日に「全国運動大会及各省市県運動会挙行辦法」(14条)が公布され，全国運動大会（全国競技会）は2年に1回秋に首都と他の都市と交互に開催，省市の運動会（競技会）は年1回開催を原則とし，県市の運動会（競技会）は年1～2回開催を原則とすると規定し，実施報告についても義務づけている。[59] なお，省市の市は省と同格の特別市を指している。

全国運動会は第1回を1909年（清・宣統元年）に開催したが，その後の国内状勢からしばしば中断されていた。[60] 第7回全国運動会は13年振りに1948年（民国37年）5月5日～16日上海で開催された。

参加単位は32省，12特別市，9華僑団体，陸，海，空，警察の58単位，男女選手3,000人が参加した。32省には東北（旧満州）の16省，台湾省が含まれていた。

競技種目は男子12（陸上競技，水泳，重量挙，拳闘，サッカー，バスケットボール，バレーボール，庭球単・複，ソフトボール，卓球，レスリング），女子9（陸上競技，水泳，バスケットボール，バレーボール，ソフトボール，庭球単・複，卓球　レスリング）であり，エキジビションとして器械体操，水球（男女），飛込，野球，洋弓（男子），拳術（男女），バドミントン（男女），小型サッカー，競走が行なわれた。

競技の結果は戦禍の少ない台湾，香港，上海，華僑が好成績をあげ，新記録も出されたが世界の水準から見れば低かった。

「全国運動大会及各省市県運動会挙行辦法」により，各省市の運動会も開催されたが，国共内戦の激化により逐次行なわれなくなっていった。1946年（民国35年）までに上海，台湾，江

西，吉林，青島，北平，綏遠，遼寧，陝西，山東，湖北，寧夏，新疆等で実施されていたが，1949年（民国38年）に国民政府が台湾省に移転したために台湾省を除いて総て中止されてしまった。[61]

台湾省運動会は1946年（民国35年）に第1回が開催されて現在に及んでいる。なお1967年（民国56年）に台北市が省と同格の特別市となったために台湾省運動会とは別個に台北市運動会を開催したが，1974年（民国63年）に省運動会に再び合体した。

注 (56) 前掲(39)書，353頁。
(57) 同上。
(58) 前掲(38)書，110頁。
(59) 前掲(42)書，1312頁。
(60) 第1回（1909年—清・宣統元年），第2回（1913年—民国2年） 第3回（1924年—民国13年），第4回（1930年—民国19年），第5回（1933年—民国22年），第6回（1935年—民国24年）。
(61) 前掲(39)書，420～424頁，前掲(42)書，1304頁，1309～1311頁。

6. むすび

1937年（民国26年）に起こった日華事変から1941年（民国30年）に始まった太平洋戦争，1945年（民国34年）以後の国共の相剋に敗れた国民政府が1949年（民国38年）12月に台湾省に移転するまでの国民政府治下の体育・スポーツについて述べたものであるが，戦時下のため公布された法令の実施を裏付ける資料の不足しているものもあり，十分な考察を加えることの出来なかったものもある。

1937年（民国26年）7月に日華事変が起こると日本軍の進撃は急で各地を日本軍に占領された。国民政府は1938年（民国27年）3月に「抗戦建国綱領」を公布し，総てを戦争に集結した。次いで1939年（民国28年）3月に「国民精神総動員綱領」が公布され，軍事第一，勝利第一を目標として国民を指導していったのである。「抗戦建国綱領」と「国民精神総動員綱領」によって学校教育も戦時に適するように改められた。

戦場となった地域の大学，専門学校の多くは奥地に移転したが，これらの学校は施設，用具も十分ではなかった。政府は1938年（民国27年）10月に「専科以上学校建築校舎暫行規則」を公布して校舎の最低基準を定めて教育水準を維持しようと努めた。また，奥地に移転した学校の学生に対する奨学金についても規則を定めた。

日本の占領下の地区から避難した小，中学生を避難先の学校が施設の関係で収容出来ないために，自習をさせ試験の上卒業させるという便法を講じた。

教育に対する応急の措置を行なった後に戦争に対処するために教育関係法令の制定並びに改訂に着手するのである。

1945年（民国34年）に太平洋戦争が終結すると，奥地へ移転した学校の原所在地への復帰，軍務に服した学生の処置，日本占領下の学校の教員，在学生の処置の問題が生じたが，いずれも法令を公布して解決をはかった。

戦時になると学校体育が重視されるのは教科の性質上当然であった。体育施設の充実は戦時下という特殊事情から容易なことではなかった。1940年（民国29年）3月に「各級学校体育設備暫行最低限度標準」が公布され，小学校と中学校以上との2つに分けて最低の設備と用具の基準を示した。しかし，戦争の拡大につれて最低限度の基準を守ることは困難であった。

課程の改訂については，1937年（民国26年）10月に体育の授業を実施していなかった職業学校（実業学校）に週2時間の体育を課し，1940年（民国29年）に各学校の体育実施方案を公布して各学校の体育を強化し，次いで，同年以降の体育の課程標準の改訂で体育，軍事教練の授業時数が増加し，小学校の体育担当教員となる者は師範学校の体育選科を履修することと改められた。

1945年（民国34年）に太平洋戦争が終結すると課程標準は再び改訂され，体育の授業時数も旧に復し，軍事教練が廃止された学校もあり，大学，専門学校在学生で軍務に服した者はその種類により体育を免除された。

学校体育の強化とともに社会体育においても強化策がとられ，いくつかの法令が公布されたが，その実施については明らかではない。

戦時になると物資の欠乏，生活条件の悪化という状況下にあったが，敢闘精神の発揚，国民精神の振興という見地から競技会の開催が奨励されたが，どの程度実施されたか明らかではない。中国在住の外国人，軍事援助で来華した外国軍人との友誼の国際競技会は重慶等で開催されていた。

1942年（民国31年）6月には競技会の開催について定めた「体育節（9月9日）挙行辦法要点」が公布され，競技種目と経費の出所について規定した。

1945年（民国34年）9月に「全国運動大会及各省市県運動会挙行辦法」が公布され，全国，省，市，県の競技会の開催について定めた。同法により1948年（民国37年）5月に第7回全国競技会が13年振りに上海で開催され，台湾，東北（旧満州）からも選手が参加した。

省，市，県の競技会も各地で開催されたが，国共内戦の激化により逐次行なわれなくなった。

1937年（民国26年）～1949年（民国38年）の国民政府治下の体育・スポーツは種々の強化策がとられたが十分には行なわれず，所期の目的を達することが出来なかったというのが実状であろう。